

無利息型普通預金

平成 28 年 6 月 17 日現在

1. 商品名	無利息型普通預金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	期間の定めはありません。
4. お預け入れ (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	随時お預け入れできます。 1 円以上 1 円単位
5. 払い戻し方法	随時払い戻しできます。
6. お利息	無利息となります。
7. 税金	無利息なので税金はかかりません。
8. 手数料	キャッシュカードによる払い戻しにあたっては、ご利用時間帯によって手数料をいただく場合があります。詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。
9. 付加できる 特約事項	個人の場合は定期預金等を担保にすることにより、「総合口座」のお取り扱いができます。詳しくは、商品概要説明書「総合口座」をご覧ください。
10. 期限前解約時の お取扱い	_____
11. 金利情報等の 入手方法	_____
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	< 苦情処理措置 > 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 < 紛争解決措置 > 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受け取りができます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。同制度により全額保護されます。 ・ 普通預金から無利息型普通預金へ変更することができます。